

家屋全棟調査を実施します

町では、家屋の全棟調査を実施しています。この調査は、町内の全ての家屋について、固定資産税課税台帳と現況を見比べ、増・改築等の課税漏れがある家屋、取り壊し等があった家屋を把握し、公正で適正な固定資産税の課税を行うために実施しているものです。

調査対象の物件を所有する方には、税務課から事前に調査依頼の文書を送付させていただきます。(調査費用等はかかりません)

※調査員のなりすましにご注意ください!

調査担当職員は、「固定資産評価補助員証」を携帯していますので、不審に思われた際は税務課までご連絡ください。

町内の家屋の実態を正確に把握し、固定資産税のより公正で適正な課税を目指すための調査ですので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

固定資産税の課税対象となる家屋は次の要件をすべて満たしている建物を指します。

- **外気分断性** 屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上囲まれているもの。
- **土地定着性** 土地に定着して建造されているもの。(基礎があるもの)
- **用途性** 居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。

家屋を取り壊したときは

家屋(住宅、倉庫等)を取り壊したときは、手続きが必要です。

建物滅失申告書を提出していただいた後に、現地にて実際に建物の滅失を確認できれば、翌年からその家屋について固定資産税は課税されません。

①登記されている家屋を取り壊した場合

建物滅失登記申請書を法務局に提出してください。法務局から役場税務課に通知が届き、それに従って処理します。取り壊したものの滅失登記の申請が12月末日までに間に合わない場合には、年内中に建物滅失申告書を役場税務課まで提出してください。

②登記されていない建物を取り壊した場合

建物滅失申告書を税務課資産税担当に提出してください。

※なお、課税の基準となる1月1日に家屋が存在していた場合には、4月からの固定資産税は課税されます。また、前年以前に滅失した家屋について、賦課期日後に届出をされた場合には1月1日までに滅失したことの確認ができないことになり、原則届出したその年は課税の対象となりますのでご注意ください。

注) 住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産額が変わる場合があります。

住宅が建っている土地(住宅用地)は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されています。そのため、住宅を取り壊すと、その特例(軽減)を受けられなくなる場合があります。

太陽光発電設備を設置された方へ

家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の申告対象となります。ただし、個人の住宅用として設置された発電出力10kw未満で非事業用の太陽光発電設備は、申告対象外となります。

●申告書の提出について

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	売電を主とした資産となり、余剰売電が全量売電にかかわらず課税対象(申告が必要)	個人利用を主とした資産のため課税対象外(申告は不要)
個人(事業用)	事業の用に供している資産となり、発電出力量や余剰売電が全量売電にかかわらず課税対象(申告が必要)	
法人	事業の用に供している資産となり、発電出力量や余剰売電が全量売電にかかわらず課税対象(申告が必要)	

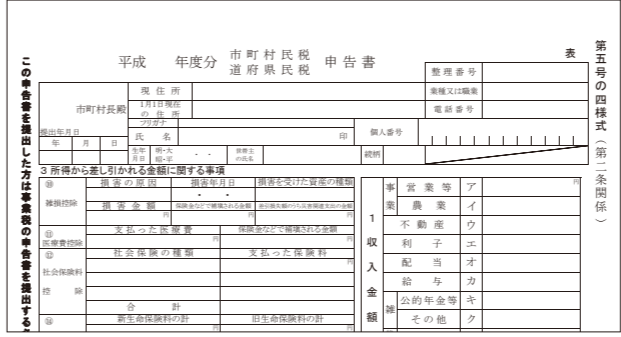

※「再生可能エネルギー発電設備の認定」を受けた設備は、課税標準の特例が適用される場合があります。(税制改正などにより、特例措置が変更になる場合があります。)

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116

町・県民税の申告、所得税の申告について

問合せ [町・県民税について] 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116
[所得税について] 本庄 税務署 ☎0495-22-2111

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、例年2月から行っている申告の際には下記のものが必要となります。忘れずにご持参ください!!

町・県民税の申告の場合	所得税の申告(還付や納付)の場合
 <p>● 本人確認等の書類*の提示</p> <p>● マイナンバーの記載 (扶養に入っている方のマイナンバーの記載も必要。)</p>	 <p>● 本人確認等の書類*のコピー (税務署職員が確認をするため<u>コピーの添付</u>が必要となります。)</p> <p>● マイナンバーの記載 (扶養に入っている方のマイナンバーの記載も必要。)</p>

※本人確認等の書類とは?

★マイナンバーカード(個人番号カード[写真付き])をお持ちの方

⇒マイナンバーカードのみで、

本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。



★マイナンバーカード(個人番号カード[写真付き])をお持ちでない方

⇒本人確認(番号確認と身元確認)書類が必要です。

番号確認書類

【ご本人のマイナンバーを確認できる書類】

- 通知カード
 - 住民票の写し
(マイナンバーの記載があるものに限り。)
- のうちのいずれか1つ

身元確認書類

【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

- 運転免許証
 - パスポート
 - 保険証
 - 在留カード
 - 身体障害者手帳
- などのうちのいずれか1つ

と

申告の詳しい日程等は「広報かみかわ1月号」に掲載予定ですのであわせてご覧ください。

国税(所得税や消費税等)に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>